(指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準等)

- 第36条の3 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を収納した容器を屋外において架台で貯蔵する場合には、高さ6メートルを超えて当該容器を貯蔵してはならない。
- 2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。
- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所(移動タンクを除く。)の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造(建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。以下同じ。)の壁又は不燃材料で造つた壁に面するときは、この限りでない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の2分の1以上指定数量未満	1メートル以上
その他の場合	指定数量の5分の1以上2分の1未満	1メートル以上
	指定数量の2分の1以上指定数量未満	2メートル以上

- (2) 液状の危険物を取り扱う設備(タンクを除く。)には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、 又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとともに、当 該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びため ます又は油分離装置を設けること。
- (3) 危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には、架台は不燃材料で堅固に造ること。
- ※ 改正経過:追加〔平成2年条例第9号〕、一部改正〔平成12年条例第50号〕、一部改正〔平成17年条例第34号〕

## 【趣旨】

本条は、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準について定めたものである。なお、屋外において貯蔵又は取り扱う場合は第35条及び第36条の2第1項の基準が適用され、屋外において貯蔵又は取り扱う場所については第36条の2第2項の基準が適用されることに留意する。

## 【解説】

## 1 屋外設置の基準(第1項関係)

本項は、屋外の場所で危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合の有効な消火活動の確保の観点から規定されたものである。なお、高さは、地盤面から最上段に積まれた容器の上端までの高さをいう。

## 2 屋外の位置、構造及び設備の基準(第2項第1号)

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲に、一定の空地を保有し、又は防火上有効な塀等を設けることによって、火災時における延焼防止を目的とするものである。

本号における空地は、隣接する建築物、工作物又は危険物等に対して確保するべき防火上必要な空地であるため、例えば、指定数量の2分の1以上指定数量未満のタンク同士が隣接する場合は、空地の重複が可能であること。なお、防火上有効な塀を設ける場合は、空地が重複している部分を遮蔽し、分離できるよう設ける。

# 屋外におけるタンクの空地の例 1 m未満の場合は、空地が重複する部分を防火上有効な塀で遮蔽すること。

指定数量の2分の1以上のタンク

- (1)「防火上有効な塀」とは、次の各要件に適合するものであること。
  - ア 材質は、コンクリート、レンガ、鉄鋼、アルミニウム又はこれらの不燃材料と同等以上の防 火性能を有するものであり、かつ、風圧力及び地震等の災害においても容易に破損、倒壊しな い構造であること。
  - イ 貯蔵又は取扱いに係る施設の高さ以上とすること。ただし、当該施設の高さが1.5メートル未満の場合は、1.5メートル以上とすること。
- (2)「開口部のない防火構造の壁」とは、建基法第2条第8号に規定する防火構造の壁であるほか、 次の各要件に適合すること。
  - ア 扉、窓等の開口部を有する場合は、当該扉等が防火設備であること。
  - イ 換気口及び火気設備の吸排気口が設置されるもののうち、当該換気口等にダンパー等の防火 設備が設けられていること(火気設備の吸排気口はダンパーの設置ができないものであること から、当該壁に面して設けることはできない。)。
  - ウ 建築物の高さが、危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備の高さ以上の場合、開口部を有しない こととする高さは、地盤面から危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備の高さまでの間に直面する 建築物の基礎及び同じ高さにある居室等の階層の上端までとすること。

### 3 流出防止措置(第2項第2号関係)

本号は、液状の危険物を取り扱う際の危険物の流出防止に対する措置である。危険物を取り扱う 設備においては、その取扱いに際して危険物が流出するおそれがあることから、周囲への流出を防 止するための措置を規定しているものである。また、本号で「タンクを除く。」とされているのは、 第36条の4において、タンクに対する措置が規定されているためである。

屋外において液状の危険物を取り扱う設備の例としては、危険物を移送するポンプ、ボイラー及び容器等に小分けし、又は車両に給油するためのノズル等が該当する。

「直下の地盤面の周囲」の範囲は、当該設備が固定されているものでは、当該設備の直下及び危険物の取扱いに際して、危険物が飛散するおそれのある範囲とし、また、ノズル等の設備が可動のものにあっては、ノズルによって取り扱う場所の直下及びノズルからの危険物の飛散するおそれのある範囲を対象とする。なお、車両に給油するものである場合は、当該車両への給油作業時の漏れ等に対して、有効に危険物の流出を防止できる範囲とすること。

「ためます又は油分離装置」の選択については、危険物の性状及び雨水等の流入頻度に応じて選択することとし、非水溶性の液体危険物の場合は、ためます又は油分離装置のいずれかを、アルコール等の水溶性危険物を含有する液体危険物である場合は、ためます等の貯留方式とすること(水溶性危険物と非水溶性危険物を混合した危険物の場合においても、水溶性危険物と同様に扱う必要がある。)。

## 4 架台の構造 (第2項第3号関係)

「堅固に造る」とは、架台及びその附属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、地震の影響などによって生ずる応力に対して安全に造ることをいう。

# 【第36条の3(少量危険物の屋外貯蔵等の技術基準等)】

これは、単に架台が堅固に造られているだけではなく、危険物を収容した容器を載せた状態で、地震動等を受けた際にも、当該架台が転倒しないよう堅固な基礎に固定されている必要がある。

架台において容器に収納した危険物を貯蔵する場合、第35条第7号(容器の転落、転倒等の防止)及び第36条の3第1項(架台で貯蔵する場合の高さの制限)の適用を受けるため、当該架台には、容器の転落及び転倒を防止する附属設備を備えるとともに、危険物を貯蔵する容器の上端が、高さ6メートルを超えないものとする。